

大垣市民病院院内コンビニ設置運営業務委託仕様書

1 業務名

大垣市民病院院内コンビニ設置運営業務委託

2 目的

大垣市民病院の院内に年中無休のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）を設置し、豊富な品揃えにより利用者の利便性向上と職員の福利厚生の拡充を図る。設置・運営に際し、安定した経営と質の高いサービス提供が可能となるよう次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

3 事業主体

大垣市役所職員等共済会（以下「共済会」という。）

4 業務委託期間

契約締結日から令和14年3月31日まで（約7年間）

※令和14年4月1日以降は、運営が良好であり、事情変更がない場合は、1年度ごとに最長令和17年3月31日まで契約更新することができる。

5 事業実施場所

(1) 所在地 岐阜県大垣市南頬町4丁目86番地

(2) 実施場所及び用途

場所	面積	用途
大垣市民病院 3病棟 1階	約125㎡	コンビニエンスストア事業

別添「平面図」を参照

6 業務の内容

共済会が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 運営方法

コンビニエンスストア運営会社（以下「チェーン本部」という。）の直営とする。

ただし、チェーン本部と共済会が協議の上、フランチャイズ契約等に基づきフランチャイズ加盟者等（以下「FC加盟者」という。）に運営を任せることは認める。

(2) 委託内容、条件等

① 基本条件

病院内コンビニのニーズに合致した多様な商品構成とサービス提供により利用者の利便性向上と職員の福利厚生の拡充を図る。

② 営業日、営業時間

年中無休営業とし、営業時間は午前 7 時から午後 9 時を最低限の営業時間とし、提案により営業時間を拡充することができる。

ただし、営業時間外においても職員が利用できる運営方法を提案すること。

③ 販売品目及びサービス

区 分	内 容
販売必須品目	1) 弁当、パン、菓子類等食品類、飲料 2) 文房具、日用品 3) 収入印紙、切手、はがき
サービス必須項目	1) マイナンバーカード等を利用したコンビニ交付サービスの提供 2) 公共料金等の収納 3) 宅配業務の取扱い 4) カラーコピー機及びFAXの設置 5) ATMの設置 6) 現金による販売のほか、多様なキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済等）の導入 7) 大垣市との取引のため、見積書・納品書・請求書による口座振替の支払いに対応すること
販売禁止品目	1) アルコール類（ノンアルコール類を含む。） 2) たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ、喫煙関連商品を含む。） 3) 果物ナイフやハサミ等の刃物類 4) 生花や鉢植え 5) 新聞、雑誌

④ 販売価格

コンビニ内で販売する商品等の販売価格は明確に表示しなければならない。

(3) その他条件等

① 委託料

共済会からの委託料は、無料とする。

② 経費負担等

区 分	内 容
施設使用料	無料
光熱水費	電気料金及び上下水道料金については、実費相当分を全額

区 分	内 容
	<p>受託者の負担とする。受託者が設置した計量器(子メーター)の指示値に基づき計算する金額を共済会が発行する納入通知書により指定する期限までに納入すること。</p> <p>電気設備・機器等を新設する場合は、事前の打ち合わせが必要となる。</p> <p>ガス機器は、使用不可とする。</p>
通信費	<p>全額受託者の負担とする。</p> <p>外線電話が必要な場合は、受託者の負担で設置し、料金は電気通信事業者へ直接支払うこと。</p> <p>インターネット回線についても、外線電話の取扱いと同様とする。</p>
その他	<p>清掃費、廃棄物処理経費、店舗改装経費、その他運営に要する経費は、受託者において負担すること。</p>

④ 設備等の状況

別添「設備概要」を参照

⑤ 使用最大電力

電灯電源 単相 100/200V 30KVA 150A

動力電源 三相 200V 30KW 150A

⑥ P R用資料の提供

受託候補者となった提案者は、契約締結前に店舗のイメージパス等を作成し共済会に提供すること。同資料は、プレスリリース等に使用する場合があるので適切な著作権手続きをすること。

(3) 運営体制

受託者は、事業を適正に実施するために、販売員を1人以上売店に常駐させなければならない。ただし、最低限の営業時間以外については、この限りでない。

従業員の指揮監督及び火元取締りをつかさどる業務責任者及び火元責任者を選任すること。

本店舗は、6の(1)の運営方法により運営するが、F C加盟者が店舗を運営する場合の最終責任者は、チェーン本部にあるものとする。

例として、F C加盟者がやむを得ず運営を継続できなくなった場合、F C加盟者の提供するサービスが本件公募時の提案内容と著しい相違が認められる場合は、チェーン本部の責任において新たなF C加盟者を募るなどの対策を、直ちに講ずる必要がある。

(4) 売上報告の義務

受託者は、委託業務により生じた毎月の売上金額をその翌月の10日（その日が土・日・祝祭日にあたるときは、その翌日）までに共済会に報告すること。

(5) 手数料

委託業務により生じた毎月の売上金額（※）に提案により見積する割合を乗じた額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税を加算した額を手数料として共済会に納入すること。

（※）収入印紙、切手、はがき、チケット、カード類、コピー等の各種サービス商材インターネット販売及び代行収納取引を除く。

(6) 施設の改装等

施設の改装が必要な場合は、事前に共済会等と協議のうえ、受託者の負担において改装すること。（電気工事等を含む。）

(7) 廃棄物について

受託者は、営業により発生する廃棄物（販売商品の包装物等を含む。）については、受託者において適切に処理すること。また、店舗内に分別回収できるゴミ箱を設置・管理すること。

(8) 設備の法定点検

大垣市民病院の受変電設備に係る法定点検の実施時は、全館一斉停電を行う。なお、停電に伴う補償は実施しない。

(9) 使用施設の管理等

受託者は、使用施設について最善の保存管理に努めなければならない。なお、これを怠ったことにより施設に損害を与えた場合は、共済会の指示を受け、受託者の負担により速やかに原状に回復しなければならない。

(10) 現状回復及び返還

受託者は、業務委託期間が満了したとき又は委託事業者として不適格であるとの理由により契約が解除されたときは、受託者の負担により使用施設の施設設備等を現状に回復させ、共済会が指定する日までに返還しなければならない。

ただし、共済会が現状回復の必要がないと認めた場合には、この限りでない。

(11) 営業許可、衛生管理義務

受託者は、食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等について当該受託者の負担で行うこと。また、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、全て受託者の責任と負担において対処すること。衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、手続等を行うこと。

(12) 損害賠償義務

受託者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が共済会の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(13) 事故等への対応

受託者は、事故防止を徹底すること。万が一事故が発生した場合には、すべて受託者の責任と負担により対処するとともに、共済会に報告すること。

(14) 非常時の対応

大地震その他社会的影響の大きな災害等が発生し、病院長が病院機能を果たす上で必要と認める場合、受託者は、コンビニ営業を休止し、当該災害対応の用途に使用させなければならない。この場合における、補償の取扱いについては、共済会と協議するものとする。

新型コロナウイルス大流行時などは、病院長からの要請に誠意をもって協力すること。

7 その他の留意点

- (1) コンビニの従業員は、通勤に際し民間の駐車場を利用し、大垣市民病院の駐車場を使用しないこと。
- (2) 店舗区画でWi-Fiを使用する場合は、医療機器等への影響がないよう協議すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、共済会と受託者が協議のうえ定めるものとする。

8 施設概要

(1) 大垣市民病院

病床数 817床（令和6年5月1日現在）

職員数 1,697人（令和6年5月1日現在）

【内訳】

医師・歯科医師数 283人（令和6年5月1日現在）

看護師・助産師・准看護師数 814人（令和6年5月1日現在）

その他職員 600人（令和6年5月1日現在）

※職員数には、委託事業者を含んでいない。

1日平均外来患者数 1,835人（令和5年度）

1日平均入院患者数 560人（令和5年度）

(2) 共済会売店

売上額 113,877千円（令和5年度見込）

営業時間 平日 午前8時～午後7時

土日 午前10時～午後5時 祝日は休み 祝日が土日の場合は営業